

○赤羽委員長 次に、宮川伸さん。

○宮川（伸）委員 立憲民主党の宮川伸です。

きょうは、中小企業強靱化法に関して質問いたしますが、鈴木財務副大臣にもいらしていただきまして、ありがとうございます。

まず、この中小企業強靱化法を質問するに当たりまして、その前に、冒頭に、大臣日程表の保存期間について質問させていただければと思います。

昨年、森友学園の問題、そしてイラク日報の問題等がありまして、公文書の保存、公文書の管理に関して非常にずさんな状況であったということが明らかになって、大変大きな問題になったと思います。国民の多くは、国民のためにしっかりと公文書を管理してほしいと思っているというように思います。

そういった中で、最近、大臣日程表の保存期間について問題が上がっておりますが、経済産業省において大臣日程表の保存期間がどうなっているのか、まずお答えいただけますでしょうか。

○田中政府参考人 お答えいたします。

大臣日程表は、当日、役割を終えた時点で廃棄させていただいているところでございます。

○宮川（伸）委員 即日廃棄ということだというふうに思いますが、じゃ、実際に即日廃棄が明確にされるようになったのは、いつからされるようになったのでしょうか。

○田中政府参考人 これまでの経緯について申し上げます。

現在、行政文書の保存期間は、行政管理法とそれに基づいて策定されます経済産業省の行政文書管理規則、これを根拠として、一年未満で廃棄することができる文書ということとされているところでございます。

それ以前には、平成十三年の情報公開法施行に先立ちまして、平成十二年に各省庁の事務連絡会議申合せとして行政文書管理方策に関するガイドラインが制定されまして、そのこの別表におきまして、週間、月間予定表が一年未満の保存期間とされておりまして、当該ガイドラインを根拠として管理していたところでございます。

その後、平成二十三年に、公文書管理法、これの施行に当たりまして、行政文書の管理ガイドラインが制定されました。これを踏まえまして定められました当省の文書管理規程におきまして、一年以上の保存期間に分類される文書の範囲が定められましたけれども、ここには日程表などは含まれてございません。

この規程では、ここに分類されていない文書につきましては、文書管理者が所掌している事務事業の性質、内容等に応じて保存期間を定めるというふうにされておりまして、先ほど申し上げましたとおり、週間、月間予定表あるいは日程表につきましては一年未満の保存期間とされておりましたことから、従前の運用を踏まえて管理されてきたものでございます。

このように、大臣日程表につきましては、昨年四月の行政文書管理規則の改正以前より、保存期間を一

年未満とする文書として、役割を終えた時点で廃棄をしているということでございます。

○宮川（伸）委員 もう少しちょっと簡潔にお願いしたいんですが、即日廃棄という形で明確にやり始めたのはいつからなんですか。

○田中政府参考人 日程表につきましては、平成三十年四月の規程以前からも、当日、役割を終えた時点で廃棄をしているところでございます。

○宮川（伸）委員 私が聞いている範囲では、四月に、今御説明があったようにガイドラインが出て、その後、規程が変わって、去年の四月から即日廃棄というのが明確になったというふうに聞いているんですが、じゃ、そのガイドラインが出る、例えば三月は即日廃棄をしていたんでしょうか。

○田中政府参考人 先ほどもお答えしましたとおり、その改定の以前も、当日、役割を終えた時点で廃棄をしていたということでございます。

○宮川（伸）委員 わかりました。

私は、やはり、大臣日程表というのは非常に重要な公文書だと思いますので、即日廃棄で本当にいいのかというと、必ずしもそうではないというように思いますが、大臣、今これは非常に大きな問題の一つになっているので、経済産業大臣として、大臣日程表が即日廃棄でいいと思われるかどうか、御答弁いただけますでしょうか。

○世耕国務大臣 役割を終えた時点で日程表は廃棄されているわけでありましてけれども、経産省では、公文書管理法の趣旨に従って、経産省の政策立案過程や事務事業の跡づけ、検証に必要な行政文書はルールに基づいて作成、保存しているわけでありまして、公文書管理上の問題はないというふうに思っています。

○宮川（伸）委員 公文書管理法上は問題がないかもしれませんが、私は、国民が、あれだけ大きな公文書の問題があった中で、即日廃棄というのはいかかなものかと思っている、政府の信頼を取り戻す上で、こういうやり方ではやはり国民の信頼を取り戻せないのではないかと申しまして、次の質問に移ります。

中小企業強靱化法について入っていきますけれども、この法案は毛色の違うものが幾つもまざったような法案でありますけれども、私は、こうやってまざった形で出すことに関して、国会審議を軽視しているということで、改めてこういう出し方はやめてほしいということを申し伝えたいと思います。

そういった中で、幾つか入っている中で、私が問題意識を持っているものの一つが、先ほどの松平議員からもあったストックオプション制度の問題が非常に問題があると思っています。きょうは、そこに注力して質問していきたいと思っています。

もともと、このストックオプション制度の改正に入っていくに当たっては、第四次産業革命に向けてのイノベーション、あるいは、新しい産業をつくっていく上で、それを促進していくためにこういうもの

が必要だということだというふうに理解をしておりますが、ベンチャー育成という意味でいえば、やはりベンチャーをつくっていく上で重要な役割をしていたのが産業革新機構あるいは産業革新投資機構、J I Cであります。

今回のこのストックオプション税制も報酬の問題なわけですけれども、その前に、このJ I Cの報酬に関してどういう状況だったかというのを伺いたしたいと思います。

J I Cに関しては、昨年末に九名の役員が全員辞任をしてしまい、そして、ベンチャー支援ができない状況がいまだに続いている。これはベンチャー支援という意味で私は非常に大きな問題だというふうに感じておりますが、では、当初、J I Cに提案をした役員報酬、業績連動も含めて、一番最初に提案したのは、最高額は幾らだったんでしょうか。

○新居政府参考人 お答え申し上げます。

昨年九月に経済産業省の事務方が提示した「株式会社産業革新投資機構の取締役の報酬等について」、これにおいては、代表取締役社長であれば、年額報酬として一千五百五十万円、短期業績連動報酬として最大四千万円、さらに、投資回収がうまく進んだ場合には、長期業績連動報酬、キャリア報酬として原則最大七千万円を支給することとなっており、合計で原則最大一億二千五百五十万円を支給することになっておりました。

○宮川（伸）委員 大臣は、この金額に関しては御存じであったのか、あるいは、この金額は適当だったというふうに思われていますでしょうか。

○世耕国務大臣 J I Cの役員報酬については、昨年四月の改正産業競争力強化法の成立以降、事務方には、ある程度の報酬水準の確保という面と、やはり、国が出資をしているということを踏まえた一定の相場観、あるいは関連の、横並びの確保、バランス、そういったことが重要だということを伝えて、具体的な報酬額の検討を委ねてきたところであります。

私は、節目節目で検討の進捗の報告は受けておりましたけれども、例えば、詳しい報酬額がこういうふうに決めたいとか、あるいは旧経営陣、おやめになった経営陣に具体的な金額を提示するというような説明、報告は受けていなかったわけでありまして。

昨年十一月に、新聞報道が出まして、その内容に関して説明を受ける際に、検討中の金額についても一報を受けまして、その金額をJ I C経営陣に対して、これは公式かどうかという議論はありますけれども、少なくとも向こうが正式に紙で提示を受けたという認識をする形で提示をしていたということも、このとき私は知ったわけでありまして。

その後、事務次官から、九月にJ I C経営陣に報酬額を提示をしたけれども、事務的な検討の結果、撤回し、仕切り直したいとの報告を受けまして、私もその方針を了解いたしました。

あのとき報道されていたJ I Cに提示をした数字というのは私は適切ではなかったというふうに思っております。私からは、見直すべきは見直して、J I Cとしっかり調整するように指示を出したという形になっているわけでありまして。

○宮川（伸）委員 そして、見直して、田中社長と交渉になったわけですが、経産省の方が提示された、

もう一度再検討して、これだったら適当だろうということで再検討された、提示をされた金額というのは、役員報酬は幾らだったんでしょうか。

○新居政府参考人 お答え申し上げます。

J I Cの旧取締役とは、昨年十一月の上旬、一度提示した報酬オファーを撤回した後も、グローバル人材を確保すること、これと、国の資金を活用する組織として適切な報酬水準を確保する、この二つの両立という難しい課題について、事務レベルで継続的に議論してまいりました。

その過程で、お互いに知恵を出し合うブレインストーミングのため、さまざまな論点についての議論のたたき台を提示したことはございました。

議論の中では、ほかの公的機関の報酬額などを参考に、例示的に金額も示しながら議論が行われたが、新たな報酬額を先方に提案したものではありません。

○宮川（伸）委員 報道によると、三千百五十万というような数字が出たりもしているんですが、今、政府の方から正式な数字は言っていないということかもしれませんけれども、だけれども、これだけ大きな問題で、それで、田中社長と会談が決裂をしてJ I Cが動かなくなってしまった、そのときに、じゃ、経産省として幾らがJ I Cの報酬として適当なのかということをごきちんとして説明できないというのは私はちょっといかがなものかと。

今、ずっとその後、専門家がこれからのJ I Cをどうするかという話をしていて、これからJ I Cをやる上で、じゃ、役員報酬をどうするのか、こういったことももう少し明確に国民に理解できるような説明が必要なんじゃないかと思いますが、ちょっとこれはここでやめておきまして、続いて、前身である産業革新機構、I N C Jの方の役員報酬についてお伺いしたいと思います。

I N C Jの、業績連動も含めて、最高額は今幾らになっているんでしょうか。

〔委員長退席、富田委員長代理着席〕

○新居政府参考人 お答え申し上げます。

I N C Jの役員報酬については、固定給が約二千三百万円、業績連動報酬、キャリア報酬が年間最大で七千万円支給されることとなっております。投資回収がうまく進んだ場合には合計で最大約九千三百万円が支給されることになります。

○宮川（伸）委員 それでは、今までにこの業績連動報酬が支払われた時期と金額を、総額を教えてくださいませんか。

○新居政府参考人 お答え申し上げます。

I N C Jにおいて、業績連動報酬、キャリア報酬が支払われたのは過去二回でございまして、二〇一四年度に約三億円、二〇一八年度に約二十一億円が支払われております。

○宮川（伸）委員 それでは、役員一人当たりということで見ると、いつ、幾ら払われているんでしょうか。

○新居政府参考人 役員一人当たりという御質問でございますが、I N C Jにおいては取締役全体について公表しているということで、その数字でお答え申し上げます。

取締役全体に対する業績連動報酬の支払いは、二〇一四年度に約六千六百万円、二〇一八年度に約一億九千万円が支払われております。

○宮川（伸）委員 ということですが、産業革新機構、I N C Jは二〇二五年で解散するということですが、I N C Jが解散されたときに、トータルとして、投資額に対してそれが回収されなかった場合、いわゆるクローバック条項と言われるものですが、I N C Jのルールの中には、最終的にマイナスになった場合に、支払われた今の業績連動の報酬が返還されるというようなルールはあるのでしょうか。

○新居政府参考人 お答え申し上げます。

I N C Jの業績連動報酬規程には、業績連動報酬を支払った後に業績が悪化した場合に一定額を払い戻す趣旨のいわゆるクローバック条項は設けられておりませんが、業績連動報酬の支給時には、取締役会において、将来、投資損失が発生する可能性を考慮して、支払い割当て率を定めることとされております。過剰な支払いとならないような仕組みが導入されております。

以上です。

○宮川（伸）委員 今、既に業績連動報酬が支払われている、それが二十億、三十億近くも支払われているということですが、最終的にこの事業が、I N C Jがどうなるのかということ。松平議員もジャパンディスプレイの話を何度かしていると思いますが、そう簡単ではないわけです。

それで、J I Cの役員の方々が、I N C Jにはクローバック条項がないのが問題だ、だから、J I Cにおいてはクローバック条項をちゃんと入れなきゃいけないというような発言をされているわけですが、I N C Jにおいてクローバック条項がないままでこのままやっていくこと、今の状況がこれでいいのかどうか。大臣、どのように思われていますか。

○世耕国務大臣 いいのかどうかと言われると、私も申し上げたいことはいろいろあるわけですが、

一方で、まず、クローバック条項がないという背景には、今事務方が説明したように、少し一般の投資ファンドとは違う報酬体系になっているわけでありまして。特に、支払い割当て率というのをぐっと低く抑えて、やはり長期的にきちっと業績が出るかどうかというので、普通のファンドだと、一年でもうかったものを、ある意味、その報酬分をみんなで山分けするという形になるんですけれども、そこはかなり抑えた、抑制的になっているわけでありまして、また、毎年度の支払いには上限額が設けられています。そういう意味では、いわゆる一般のファンドでクローバックがあるのとは少し違う仕組みになっているんだろうというふうに思います。

I N C Jの報酬に関しては、いろいろ私も考えはあります。そういったことも含めて、これからJ I Cの報酬体系はしっかり定めて明らかにしていきたいというふうに思っていますが、I N C Jの成果報酬

については、二〇一一年九月に業績連動報酬規程というのが定められておまして、個人個人の役職員とその時点でそれに基づいて、二〇一一年時点で契約が行われていて、そして、役職員の皆さんはこれまで何年にもわたってその契約に基づいて業務に従事をされているという現実もあるわけでありまして、この規程に従って、契約に従って対応していかざるを得ないという面があると思っています。

○宮川（伸）委員 今、そのクローバック条項、もう一度、J I Cの役員だった方々、かなりこの分野の専門的な方々が、このクローバック条項がI N C Jにないのはやはりおかしいということを指摘しているということをまず申し上げたいです。

その上で、なぜ私が今、この中小企業強靱化法、ストックオプション制度の問題でJ I CとI N C Jの話を挙げているかといえば、私は、イノベーションという言葉を使って、ある意味、経産省は少し大盤振る舞いし過ぎている部分があるのではないかと。

出ていくのは税金が使われているわけであるけれども、それに対して、先ほど、二〇一一年からのルールがあったと言いますけれども、それはそこでつくってしまったらそういう意見もあるかもしれませんが、けれども、つくってきた、あるいはJ I Cの報酬を提案したのは経産省なわけであって、経産省の物の考え方が、イノベーションの分野における報酬の考え方が、本当に理解をしているのか、きちんと精査をして、税金が出ていくことに関して十分考えているのかということが私の問題意識なわけでありませう。

その上で、ストックオプション制度、今回の制度改正についてお伺いをしていきたいと思いますが、先ほど、この制度の内容は政府の方から御説明があったので、省きます。

そして、今この問題の私の一番の大きな問題意識は、これから消費税が上がる、多くの国民に消費税をお願いをしていく中で、ストックオプション制度の今回の話は、一部の人の減税なわけです。一部の人の減税を認めることが、本当にこれは正しいのかどうか、それだけ重要な、減税をしなければならないようなものなのか。

まず、消費税増税が目前にある中で、本当に減税をやっているのかどうか、経産大臣、お願いします。

○世耕国務大臣 ベンチャー企業は、一方で、新たな雇用の創出ですとかイノベーションの創出、そして産業の新陳代謝の促進の担い手として、ある意味、社会の役に立つ、極めて重要な存在だというふうに思っています。そうしたベンチャー企業の創出ですとか成長支援は重要な課題だというふうに思っています。

一方で、ベンチャー企業は内部の人的リソースに限りがありまして、しっかりと成長を続けるためには、成長段階に応じて、例えば、エンジニアやプログラマー、あるいは知財戦略を担う弁護士、弁理士といった外部の必要な人材を確保していくということが不可欠だと思っています。

そのため、今回の改正では、成長に必要な知識、ノウハウを持つ人材をベンチャー企業が外部から機動的に獲得し、その人材がベンチャー企業の企業価値を高めることにインセンティブを持たせるようにするために、ストックオプション税制の対象を社外の人材へ拡大することとしたいというふうに思っています。

このことによって、ベンチャー企業がさまざまな外部のリソースを活用して成長することを後押しをして、イノベーションの創出、日本経済の活性化につなげたいと考えておまして、国民経済全体にとって裨益できる政策だというふうに思っています。

○宮川（伸）委員 きょうは財務省の方からも副大臣にいらしていただいていますので、国民に増税をお願いするときに、一部の方の減税を本当にやっていいのかどうか、御答弁いただけますでしょうか。

○鈴木（馨）副大臣 宮川先生はベンチャーの世界におられた先生でございますから、先ほどからいろいろと御指摘を傾聴しているところでございますけれども。

やはり、税制の全体のバランス、基幹税については、公平、中立、簡素という原則、あるいは社会政策と経済政策のバランス、こうしたところからその判断をしていく。そして、それに加えて、政策減税については、やはりそうした基幹税のあり方とその現状との間でいろいろなギャップが出てきますから、そこでどういう例外措置が必要なのかという判断を進めているところであります。

その中で、やはりこれは例外の措置でありますから、なるべく慎重に判断をしなくてははいけませんし、なるべくそうした例外は最少でなければいけないというのが基本的な考え方であります。

しかし、その一方で、今経産大臣からもありましたけれども、日本のこれからの経済を考えたときに、やはりスタートアップというのをしっかりと支援をしていかななくてははいけません。そういったところから、そうした必要性、実際にどういったニーズが将来にわたって発生をして、実際どういった効果があるのか、そういったものをきちんと検証しながらそうしたものは設定していく必要があるというふうに考えております。

○宮川（伸）委員 この減税に関して、ほかに手だてはなかったのか、あるいはこの減税でどの程度の効果が期待できるのか、細かく御質問したかったんですが、ちょっと時間がなくなってきたので。

私は、今回ストックオプション税制で減税をしなくても、しっかりとインセンティブを与えることができる、ほかにやるのが十分あるじゃないかというように考えています。

先ほど松平議員の方から、年間権利行使限度額千二百万円の、ここをもう少し上に上げるということでも十分インセンティブが働くんじゃないかという御指摘がありましたが、私もそのとおりだというように思います。

そういった中で、私がつくった資料をお配りをしてしておりますが、ちょっとごらんいただきたいと思っております。

一枚目に、右肩に1というように書いてあるものでありますが、これは一つの例示といいますか、モデルとして私がつくって見たものであります。

最初に、左の下の方から。会社設立時に一株千円で会社をつくった。これはまだ公開していない会社なわけです。その後、ファイナンスを何回かしていく中で株価がどんどん上昇していく。そして、ファイナンス三回目をやったときに、一株十倍で一万円になった。その後、IPO、株式公開をして一株一万千円になって、その後、市場で売却をしたというようなモデルをつくってみました。

このときに、従来の税制非適格の場合には、ストックオプションを株にかえるとき、行使時に税金がかかってしまう。今私は最高税率の五五%を例示しておりますが、そうすると、この場合、付与された方が千株持っていたとすれば、一千百万円の株の中で五百五十万円の税金を払わなければいけないということになります。そうすると、これはAさんということモデルにしていますが、株を売却した後のもうけとしては六百十万円のもうけがあるというのが、私のまず一つ目の例であります。

次、2という次のページを見ていただきたいんですけども、これが今回の新制度になった場合どうなるかということですが、いわゆる行使をしたときの税金五五%、これは最高税率です、がかからなくなるわけでありまして。そうすると、最終的に株の約二〇%の税金しかかからないということで、もうけは九百六十万円のもうけになるということですが、旧制度であれば六百十万円の報酬が、新制度だと九百六十万円になるということでありまして。

この違いで高度人材が入れられるか入れられないかというようなことは、高度人材の方はやはりいい仕事をしたいと考えているので、内容がいい会社であれば、これがインセンティブでこの会社に行くとか行かないとかというような判断にはならないというように私は思いますが、大臣、どう思われますでしょうか。これは本当に、減税、必要なんですか。

○世耕国務大臣 私は、例えば弁護士の皆さん、弁理士の皆さんとも話していますが、こういう制度は非常に自分たちにとってもインセンティブになるというお話を伺っているところであります。こういう税制は必要だと考えています。

○宮川（伸）委員 では、次の3という方をちょっと見ていただきたいんですけども。

まず、前提として、これは減税ですから、当事者で減税に反対する方はいないと思うんですよ。皆さん、減税だったら、ああ、ぜひ減税してくださいと言うわけで、当事者に聞けば、いや、それはもうぜひやってくださいということになるわけです。

ですから、結局、今回消費税を増税するわけですから、増税しているけれどもこのメリットを受けない人たちがどう思うのかということが私は争点になると思います。

株というのは、御存じのとおりで、価格があってないようなもので、いろいろ変動するわけです。ですから、例えば3の場合は、これは、外部人材が一生懸命やって、IPO、株式公開のときに株価が、前回は一万一千円の株価の例にしましたが、今回、二万一千円で株式公開できた場合の例を書いたわけです。もし二万一千円で株式公開できれば、さっきと同じ条件でも収入は一千六十万円になるわけで、減税をした場合の九百六十万円より高くなるわけです。

ですから、一生懸命働いてちゃんといいイノベーションをすれば収入はしっかり獲得できるというのが、私は株の世界のロジックなのではないかと思えます。

それプラス、もう一つ、もっと簡単な方法は、ストックオプションを二倍渡せばいいわけですよ。今まで例えばストックオプションを十渡していた、これではインセンティブ湧きませんねというふうに外部人材が言うのであれば、二十渡せばいいじゃないですか。そうすれば、ちゃんと収入は倍になるわけですから。そうすれば、減税をしなくてもストックオプションを倍出せば、十分なインセンティブになるわけです。

そういった中で、私が従来の制度で問題だというように思っている問題意識ではありますが、今度、4というところを見ていただきたいんです。

外部人材の方というのは、IPO、株式公開をしたときにストックオプションを行使するわけですが、そのときに税金を払わなければならない。これが私の今の例だと、五百五十万円の税金を払わなきゃいけない。ストックオプションを行使するときにお金も払わなきゃいけないので、この場合、六百五十万円の払わないと行使ができないわけです。



だけれども、株を売却したときであれば、収入があるわけだから税金を払ってもまだ利益が来るわけですが、行使をただけでは株の収入は入ってこないわけなので、収入がない段階で六百五十万円を払わなければならないわけです。これがなかなか、収入がない中で税金を何百万も払わなきゃいけないというのが大きな足かせになっているわけですね。

ですから、私は、例えば、使い勝手がいいストックオプション制度をするのであれば、この税金の支払いを株売却時に一緒に払うというような形にすれば、実際に収入がない中で払わなきゃいけないというようなことが起こらないので、もっと使い勝手がよくなるんじゃないかというようなのが、例えば一つの考えるところとして重要な点だというように思います。

もう一つ、次に、5というところに行っていたいただきたいんですが、これも非常に大きなストックオプション制度のポイントだというふうに私は思っています。

ベンチャー企業が成長していったって株式公開するまでの間には、今、ファイナンスの一、二、三というふうにつくっていますけれども、そのステージごとで必要になる人材が変わってくるケースが多々あります。

スタートしたばかりのときには、やはり技術系の方だとか、あるいはそういった最初のスタートアップに必要な人材が必要なわけですが、IPOに近づいてきた場合には、もう少し、マーケティングができるだとか、あるいはIPOの専門的知識があるとか、そういった高度人材が必要になってくるわけがあります。

しかし、今の制度の場合には、ストックオプションを発行してから一年以内に、株主総会で決めてから一年以内に付与しなければならない。ですから、例えば、会社設立した一株千円というようなストックオプションというのは、レートステージではなかなか渡せなくなってしまうんですね。

今、私のこの5の例でいうと、ファイナンスの三を行ったときに、例えばIPOするために新しい社長を連れてくるよという場合、この社長は、細かいところは省きますが、先ほどと同じようなケースであるにもかかわらず、二百五十万円しかストックオプションの収入が入ってこなくなるわけでありまして。

ですから、例えば、ストックオプションを付与する期間を延ばすというようなことができれば、一株千円のストックオプションが付与できるようになるわけだから、レートステージから入ってくる方々も十分インセンティブが湧くわけです。しかも、これは税金もちゃんと入ってくるわけですから、だから、減税をしなくてもしっかりとインセンティブ高く働いてもらえるような仕組みというのが私はほかにもあるというように考えているわけですが、もう一度、大臣、いろいろな考え方がある中で、増税する中でこの減税、本当にやって大丈夫なんですか。

〔富田委員長代理退席、委員長着席〕

○世耕国務大臣 現在の税制適格ストックオプションについては、御指摘のとおり、権利の行使期間、これが制限をされていて、付与をされてから十年以内の行使ということになっているわけでありまして。

ベンチャー企業においては、やはり、研究開発に時間がかかる、結果として上場までに十年以上を要するケースもあるわけですから、経産省としては、もともと、また、平成三十一年度税制改正要望においても、この権利行使期間の延長というのを強く要望してきたところであります。

しかし、残念ながら、諸外国の制度とのバランスなどの観点もありまして、今年度、令和元年度の改正は実現をしなかったわけでありまして。

一方で、兼業、副業が進展する中で、内部の人的リソースが限られるベンチャー企業にとって外部人材の活用に対するニーズは高く、今回の改正では、税制適格ストックオプションの付与対象を拡充することにさせていただいたわけであります。

まずは、今回の改正内容を適切に執行しながら、今委員からも御提案のあった権利行使期間など他の要件については、さらに情報収集をして、今後チャレンジしていきたいと思っています。

○宮川（伸）委員 今回の権利行使期間の延長というのも私は非常に重要な一つだというふうに思っていますが、もう一度、ストックオプション、安いストックオプションを渡せるということもぜひ検討していただきたいというように思います。

改めて、私は今説明をしてきましたが、今回減税をやらなくても、例えば、今回消費税を上げるタイミングじゃなくて、国民の皆様にも比較的減税の政策がたくさん出ているようなときであればやってもいいと思いますが、今の、消費税を上げなければいけない、こういった状況の中で減税をやるということは、ほかにもやることもあるわけだから、私はもう一回これは見直すべきだということを強く申し上げたいというように思います。

その上で、この制度をもし取り入れた場合に、高度人材じゃない、実際はそれほど大したことをやっていないのに減税対象になってしまう。先ほど申したように、ここの分野の中の人には減税なんだからみんなハッピーなわけです。例えば、雇う側、経営者側は、高度人材じゃない方が、いやいや、高度人材にちょっと認定してくださいよと言われれば、いやですという理由がないわけですよ、減税なわけですから。

では、そういったモラルハザードが起これないように、どのような対策を経産省としては考えているんでしょうか。

○新居政府参考人 お答え申し上げます。

今回の税制優遇措置は、社外の人材がスタートアップの成長に貢献できることについて主務大臣の認定を受けることで適用されるという仕組みにしております。

主務大臣に提出する計画においては、当該社外の人材が、国家資格等の一定の専門知識や実績を有すること、スタートアップの成長に貢献することを要件とするとともに、主務大臣は認定された計画の実施状況について調査を行うということになっております。

御懸念のような事態が生じないように、適切に認定事務を行ってまいります。

○宮川（伸）委員 少し細かな話になって、大臣、恐縮なんですけど、モラルハザードが起これないようにするための一つの方法として、株式公開をするときに、その人たちがどういう株数を持っているかというのは公開になるわけです。ですから、そのときに、外部人材で税制適格を受けた方に関しては、しっかりと税制適格を受けたということを公開をするということをやれば、かなりモラルハザードをとめることができるんじゃないかというように思いますが、大臣、こういうことをやった方がいいと思いませんかでしょうか。

○世耕国務大臣 現行のストックオプション税制においては、付与したストックオプションが税制適格か税制非適格であるかということについては、株式公開時の情報開示項目にはなっていません。

また、一般論として、付与されたストックオプションが税制適格か否かについては、個人の納税情報に属するものだと思っております。行政機関の保有する情報の公開に関する法律における非開示項目の個人に関する情報に該当すると考えています。

このため、今回の改正による社外高度人材に対するストックオプションに係る情報を公開することについても、慎重な検討が必要だと思っております。

○宮川（伸）委員 ちょっと繰り返しになりますが、このイノベーションの分野、ベンチャーの分野の中にいる人たちの減税なので、何らか、報告書と計画書だけでは私はチェックができないと思いますので、ぜひ、この公開に関しても前向きに御検討いただければというように思います。

もう一つ、最初に、大臣日程表の公文書の管理、公開、国民に対する情報のあり方ということに関して質問させていただきましたが、私は、この高度人材を認定するための計画書と、そして調査結果、こういったこともしっかりと管理をして、何か疑義が生じたときに見れるようにすべきだというように思いますが、最初の大臣日程表の話等を伺うと、これは本当に大丈夫なのかというように不安になってしまいますけれども、大臣、これはちゃんと管理をして、何か後から疑義が出たときに、あるいは情報公開請求が出たときに見れるような状況というのはつくっていただけるのでしょうか。

○世耕国務大臣 大臣日程表とは全く別の話だと思いますが、この認定した計画書及び調査結果については、行政文書として十から十五年間の保存対象となります。

○宮川（伸）委員 ぜひ、モラルハザードが起こらないようにしっかりとやっていただければと思います。

もう一つ、一番最後のページに、税金の所得税負担率という絵を載せさせていただきました。

これはもう皆さんよく御存じの、大臣もよく御存じのことだというように思いますが、株に関しては今税率が約二〇%ということで、そして、高所得者の方の方が株をたくさん持っているので、こうやって、これは横軸が所得になっています、それに対して縦軸が税金の負担率になっていますが、この絵で見ると、一億円の収入を持っている方が大体税のマックスに来て、その後、もっと多く持っている、二億、五億、十億、二十億というように収入がふえている方々に関しては、株の二〇%の影響で、所得に対する税率が下がってきて、こうやって右肩に下がっていくということがあります。

これがこのままでいいのかどうかということが議論になっていたわけですが、まさに今回のストックオプション税制の減税は、株のこの議論に近い話であって、やはり株をやっている方々が得をする、メリットがある、そういう税制改正になっているわけです。

ですから、ちょっと時間になったのでここで終わりにしますが、もう一度、国民に増税をお願いしているときでありますから、ぜひ安易な減税はしないようにしっかりとやっていただければと思います。

私の質問を終わりにいたします。ありがとうございました。